

# この資料の見方

本書における用語及び諸率の主なものは次のとおり。

## 1 国保被保険者の別（一般・退職）

「退職」とは、退職者医療制度が適用される退職被保険者とその被扶養者をいう。「一般」とは、本書では「退職」以外の被保険者を指す。

## 2 国庫支出金

### ① 事務費負担金

国保組合に対して、国民健康保険の事務の執行に要する費用を負担するもの

### ② 療養給付費等負担金

市町村国保及び国保組合の療養の給付等の支給に要する費用、前期高齢者納付金及び後期高齢者支援金並びに介護納付金の納付に要する費用の一部を負担する定率の負担金

### ③ 高額医療費共同事業負担金

高額な医療費を都道府県単位で負担調整する事業に市町村国保保険者が拠出する金額の1／4を負担するもの

### ④ 特定健康診査等負担金

特定健康診査等に要する費用のうち政令で定めるものの1／3を負担するもの

### ⑤ 普通調整交付金

市町村国保の財政力の不均衡を調整するために交付される交付金

### ⑥ 特別調整交付金

普通調整交付金の基準では補足できない事情や災害等によって財政収入の確保が厳しい等、特別な事情により交付される交付金

### ⑦ 出産育児一時金補助金

出産育児一時金の支給に要する費用の一部を補助するもの

### ⑧ 特別対策費補助金

国保事業の円滑かつ適正な運営の確保、保健事業の一層の充実、小規模保険者対策の強化等のための特別対策事業の実施のために国保組合に支給される補助金

## 3 療養給付費交付金

退職被保険者等の医療給付等に要する費用に充てるため、被用者保険の保険者が納付する拠出金から市町村国保保険者に交付される交付金

## 4 前期高齢者交付金

保険者間で高齢者が偏在することによる負担の不均衡を調整するため、各保険者が納付する納付金から、前期高齢者加入率が高い保険者に対し支払われる交付金

## 5 県支出金

### ① 高額医療費共同事業負担金

高額な医療費を都道府県単位で負担調整する事業に市町村国保保険者が拠出する金額の1／4を負担するもの

### ② 特定健康診査等負担金

特定健康診査等に要する費用のうち政令で定めるものの1／3を負担するもの

### ③ 第1号県調整交付金

市町村における国保財政の安定化に資するため、保険給付費を勘案して、知事の裁量により市町村国保保険者に交付するもの（安定化調整交付金）

### ④ 第2号県調整交付金

国保事業の健全な運営を確保するため、市町村が行う国保事業の運営の安定に資する事業の実施状況その他国保財政に影響を与える特別な事情を勘案し、市町村国保保険者に交付するもの（支援調整交付金）

### ⑤ その他

## **6 共同事業交付金（拠出金）**

市町村国保における高額な医療費発生に伴う財政負担を緩和するため、国民健康保険団体連合会において実施している「高額医療費共同事業」及び「保険財政共同安定化事業」に係る保険者への交付金及び連合会への拠出金

## **7 保険基盤安定繰入金**

### **① 保険税軽減分**

保険料（税）軽減額を一般会計から国保特別会計に繰り入れることで被保険者の保険料（税）負担の緩和及び市町村国保の財政基盤の安定化を図るもので、都道府県が3／4、市町村が1／4を負担するもの

### **② 保険者支援分**

保険料軽減対象者数に応じて保険料の一定割合を一般会計から国保特別会計に繰り入れることで低所得者が多い市町村国保保険者の財政基盤を強化し、保険料（税）水準の抑制を図るもので、国が1／2、都道府県及び市町村が1／4ずつ負担するもの

## **8 後期高齢者支援金**

平成20（2008）年度に導入された後期高齢者医療制度の医療費を医療保険の各保険者が共同で支援するもの

## **9 前期高齢者納付金**

前期高齢者の医療費を賄うため、現役世代の加入割合に応じて医療保険の各保険者が負担するもの

## **10 老人保健拠出金**

老人保健法に基づき実施される医療と保健事業に要する費用について、医療保険の各保険者が共同で拠出するもの

## **11 介護納付金**

介護保険法に規定する介護給付及び予防給付に要する費用に充てるため医療保険の各保険者が納付するもの

## **12 1人当たり財政効果額**

レセプト点検により発見した過誤調整金額及び返納金調整額を年間平均被保険者数で除して得た数である。

## **13 財政効果割合**

レセプト点検により発見した過誤調整金額及び返納金調整額を年間保険者負担総額で除して得た数に100を乗じて得た数である。

## **14 賦課方式**

保険料（税）の算定方式。「4方式」（所得割額、資産割額、被保険者均等割額及び世帯別平等額）、「3方式」（所得割額、被保険者均等割額及び世帯別平等割額）、「2方式」（所得割額及び被保険者均等割額）が主な方式である。

### **① 所得割額**

課税総所得金額(旧ただし書き方式または本文方式)等を算定基礎とした算定額

### **② 資産割額**

固定資産税額等を算定基礎とした算定額

### **③ 均等割額**

被保険者数に応じて算定される算定額

### **④ 平等割額**

世帯数に応じて算定される算定額

## 15 療養諸費用額

「療養の給付」（食事療養・生活療養費を含む）、「療養費」及び「移送費」の費用額の合計をいう。

### ① 療養の給付

被保険者の疾病又は負傷に対して、医療の給付を療養取扱機関などから直接に医療という現物をもって給付することをいう。（現物給付）

### ② 療養費

被保険者が疾病又は負傷による受診の際、やむを得ない理由により被保険者証を提出しない等の場合で、療養取扱機関等へ医療費の全部を支払ったとき、後日領収書を基にして保険者が直接被保険者に現金で支給することをいう。（現金給付）

## 16 療養諸費件数

「療養の給付」（食事療養費・生活療養費を除く）、「療養費」及び「移送費」の件数の合計をいう。

## 17 件数

毎月支給決定された診療報酬明細書（レセプト）などの件数の総数をいう。

## 18 日数

診療した実日数をいう。

## 19 費用額

各保険者の給付範囲に属する診療行為の費用額の合計である。したがって被保険者の一部負担金はもとより、結核予防法等他の制度の適用を受け、その費用の一部がこれらの制度によって負担される場合も包括される。

### ① 保険者負担分

療養諸費用額のうち、保険者が負担する費用のことをいう。

### ② 一部負担金

療養諸費用額のうち、被保険者が負担する費用（高額療養費を含む）をいう。

### ③ 他法負担分

療養諸費用額のうち、療養諸費用額の一部負担金相当部分について、各法または都道府県もしくは市町村の条例等により公費負担医療が行われるもの等をいう。

## 20 年間平均被保険者数

各月末の被保険者数を合算し、12で除して得た数である。市町村国保は3-2月ベース、国保組合は4-3月ベースとなっている。

## 21 受診率

入院、入院外、歯科及び合計ごとに、各件数を年間平均被保険者数で除して得た数に100を乗じて得た数であり、被保険者100人当たりの受診件数を表す。

## 22 1件当たり費用額

入院、入院外、歯科及び合計ごとに、各費用額（療養の給付の診療費）を受診件数で除して得た数である。なお、本書では、平成22（2010）年度まで旧国庫補助分について控除していたが、平成23（2011）年度公表分からは旧国庫補助分を含めて算出している（以下、23（2011）～26（2014）年度まで同様）。

## 23 1件当たり日数

入院、入院外、歯科及び合計ごとに、各受診日数を受診件数で除して得た数である。

## 24 1人当たり日数

入院、入院外、歯科及び合計ごとに、各受診日数を年間平均被保険者数で除して得た数である。

## 25 1日当たり費用額

入院、入院外、歯科及び合計ごとに、各費用額（療養の給付の診療費）を年間の受診日数で除して

得た数である。

## 26 1人当たり費用額

入院、入院外、歯科及び合計ごとに、各費用額（療養の給付の診療費）を年間平均被保険者数で除して得た数である。

## 27 地域差指数

実績給付費を基準給付費で除した数値のことで、年齢構成による市町村間の違いを除き、全国平均

1. 000に対し、当該市町村が高いか低いかを表すもの

実績給付費：給付費及び老人保健医療費拠出金の合計額

基準給付費：年齢段階別1人当たり医療費が全国平均と同じとした場合の給付費

## 28 その他

- ・表示単位未満の端数調整は、四捨五入によって処理しており、保険者ごとの計が県計、市町村計及び組合計と一致しないことがある。
- ・前年度比において、表示未満の単位で比較した後、四捨五入をしており、表示された数値の比較では、一致しないことがある。
- ・保険給付状況では、旧国庫補助対象分を含めて算出している。
- ・栃木市の平成26（2014）年度のデータは岩舟町と合併後のデータとなっている。